

# 磐田市分別収集計画

令和4年6月

## 1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済活動、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理施設については、当面ごみ処理に対処できる状況にあるが、将来的に施設の確保が困難になることも予想される。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 廃棄物の排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 市民、事業者、行政等全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	4,100t	4,062t	4,021t	3,978t	3,937t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・廃棄物処理への理解を深めるため、学校や親子、一般を対象に廃棄物処理施設の見学等を実施する。また、環境学習や住民向けイベント等を活用し、循環型社会形成に向けた3Rの推進への意識を啓発する。
- ・生産、流通、消費の各段階で「ごみになるようなものを作らない、売らない、買わない」行動を推進するため、廃棄物の減量化を推進する活動に賛同しレジ袋の削減や簡易包装の推進を図る。また消費者に買い物袋持参の啓発を行い、小売包装の抑制を図る。
- ・廃棄物の収集を効率化するとともに、衛生的なごみ排出環境を維持するため集積所を新設・修繕するための費用の一部を補助する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
（法第8条第2項第3号）

最終処分場、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	空きびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	110		109		108		107		106	
主としてアルミ製の容器	49		49		49		48		48	
無色のガラス製容器	(合計) 340		(合計) 338		(合計) 335		(合計) 332		(合計) 329	
	(引渡) 340	(独自処理) 0	(引渡) 338	(独自処理) 0	(引渡) 335	(独自処理) 0	(引渡) 332	(独自処理) 0	(引渡) 329	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 174		(合計) 173		(合計) 171		(合計) 170		(合計) 168	
	(引渡) 174	(独自処理) 0	(引渡) 173	(独自処理) 0	(引渡) 171	(独自処理) 0	(引渡) 170	(独自処理) 0	(引渡) 168	(独自処理) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 137		(合計) 136		(合計) 135		(合計) 133		(合計) 132	
	(引渡) 137	(独自処理) 0	(引渡) 136	(独自処理) 0	(引渡) 135	(独自処理) 0	(引渡) 133	(独自処理) 0	(引渡) 132	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	0		0		0		0		0	

主として段ボール製の容器	53		52		52		51		51	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製 の容器であって飲料又はしよ うゆその他主務大臣が定める 商品を充てんするためのもの	169		168		166		165		163	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	169	0	168	0	166	0	165	0	163	0
主としてプラスチック製の容器包装 であって上記以外のもの	1,264		1,253		1,243		1,232		1,221	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	1,264	0	1,253	0	1,243	0	1,232	0	1,221	0
(うち白色トレイ)	0		0		0		0		0	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,296		2,278		2,259		2,238		2,218	
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	2,084	212	2,068	210	2,050	209	2,032	206	2,013	205

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

一般廃棄物総排出量見込 (※1)	×	一般廃棄物に占める 容器包装廃棄物比率 (※2)	＝	容器包装廃棄物 (各品目) 排出量 見込
---------------------	---	--------------------------------	---	----------------------------

### ※1

参考資料として令和4年3月改定「磐田市一般廃棄物処理基本計画」におけるごみ総排出量の将来予測値を用いた。

### ※2

平成29-令和2年環境省実施「一般廃棄物組成調査結果・磐田市に人口が最も近い市」の5年間平均をベースに採用した。

また、人口変動率は、減少状態が続いていることを勘案し以下のように見込んだ。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
167,394人 (対前年度比)	166,855人 (対前年度比)	166,315人 (対前年度比)	165,606人 (対前年度比)	164,898人 (対前年度比)
99.7%	99.7%	99.7%	99.6%	99.6%

#### 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在自治会や団体による集団回収が進んでいるものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

ガラスびん・ペットボトルは、磐田広域リサイクルセンターで保管する。

その他のプラスチック製容器包装については、中遠広域事務組合の施設で保管する。

#### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物の適正な分別及び排出等を周知するため、ごみの出し方・分け方ガイドブックやごみ収集カレンダーを全世帯に配布するほか、広報いわた、ホームページ等を活用し分別収集の啓発に努める。

また、廃棄物の再資源化及び循環型社会形成を推進するため、自治会、子ども会、PTA等の団体が行う資源集団回収活動を支援するほか、リサイクルステーションや古紙拠点回収を設置し、排出環境の充実を図るとともに、事業者と連携した食品ロス削減対策やプラスチックごみ削減対策に取り組む。

なお、市民代表や市民団体等の代表者による廃棄物減量化等推進審議会を設置し、廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について意見を求め、施策へ反映させる。